



昭和廿四年四月廿五日

（田五）

第一條 この法律は、専業者団体の正當な活動の範圍を定め、且つその公正取引委員會に對する届出制を實施することを以て目的とする。

（定義）

第二條 この法律において専業者団体とは、いかなる型態のものであるかを問はず、いかなる社会若しくは契約によつて設立されたものであるかを問はず、營利を圖するを専らとするを問はず、法人であるを問はず、營利を目的とするを問はず、その構成専業者の専業の規模の大小を問はず、二以上の専業者の結合体（その連合体を含む。）一専業者としての共同の利益を推進することを目的に含むものを含む。且つ左に掲げる型態のものを含むものとする。

一 二以上の専業者が共同主若しくは共同（共同に準ずるものを含む。）である会社、社団法人その他の組織

二 二以上の専業者が理事長若しくは管理人の任免又は専務の執行を支配して

配している財団法人その他の財団

三 二以上の専業者を組合員とする組合又は二以上の専業者の契約による結合体

この法律において専業者とは、農業、工業、金融業その他の専業を営む者及びこれらの者のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者をいふ。

（届出義務）

第三條 専業者団体は、その成立の日より三十日以内に、又はこの法律施行の際既に専業者団体であるものについては、この法律施行の日より三十日以内に、その旨を公正取引委員會に届け出なければならぬ。

一 当該団体の定款、寄附行爲、規約又は契約の互

二 理事その他の役員又は管理人（前條第一項第三号に掲げる専業者団体や役員の名簿）の定めのないものにあつては、組合員又は契約の当事者とする。一の名簿

三 当該団体が特別の法令に基いて設立されたものである場合には

の指定を記載した書類
 事業者團體が解散し、又は前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その解散又は変更の日より三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

公正取引委員会は、前二項の指定による届出に關し必要な事項について規則を定めることができる。

(許容活動)

第四條 事業者團體は、左に掲げる活動に關し、これを行うことができる。

一 統計資料の自發的提供を受け、指定の事業者の事業に關する情報又は状態を明示することなくその資料を、若しくは公刊すること。

二 構成事業者の事業の經營に設立を且つその事業分野における技能及び能率を向上させ、若しくは技術若しくは科學又は將來の市場に關する情報を公刊すること。

三 構成事業者の間に、公關的且つ無差別に、研究又は技術若しくは

科學に關する情報の自發的提供を受けること。

四 適当な政府機関、工業標準調査会その他の能力あり且つ一般に認められた商品標準化の機関又は研究機關に自から協力することのみならず、商品の品質の改善、技術の改良又は生産若しくは配分の能率の向上に寄與すること。

五 啓蒙若しくは宣傳せしめ又は構成事業者の属する事業分野の利益に關係のある事項について当該團體の立場を明かしたる決議を行うこと。

六 構成事業者の全部又は一部より委任を受けた場合に、委任された範囲内において、労働組合と團體交渉を行うこと。

七 輸出貿易に關し商工会議所が事業者の依頼により原産地証明を行うこと。

八 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）以下私的独占禁止法という。一第七十一條その他の規定による公正取引委員会の職務の遂行に協力すること。

（禁止行爲）

第五條

事業者団体は、左の各号の一に該当する行爲をしてはならない。
一 原材料又は注文の割当その他の方法により、生産若しくは配分を統制し、又はその統制を企図すること及び政府機関に対し原材料、商品又は施設の割当のためその願望若しくは計画を作成し又は提出すること。

二 私的独占禁止法第四條第一号各号の一に該当する事項を内容とする協定若しくは契約又は同法第六條第一号各号の一に該当する事項を内容とする國際的協定若しくは國際的契約をし又はこれに参加すること。

三 構成事業者相互の間、構成事業者これに如き、命令その他の経済上の利益を供給する者若しくは顧客との間又は構成事業者との競争者との間の取引を不当に拘束し若しくはそのおそれのある又はこれらの者の間の対價を統制し若しくはその處のある契約その他の合意をし又はこれに参加すること。

四 將來の対價若しくは助産條件又は顧客の分類に関する情報配布その他の方法により、対價を統制し若しくは決定し、又は対價に影響を與えるための行爲をすること。

五 一定の事業分野における現在又は將來の事業者の数を制限し、又はその制限を企図すること。

六 特定の事業者を公認し若しくは推薦する表、特定の事業者を排斥するための表又は特定の事業者の事業内容、経理若しくは信用の狀態を誤り傳える情報の配布その他の方法により、特定の事業者に利益又は不利益を與えること。

七 構成事業者に対し、その販賣、標記、取引條件、注文、在庫、生産若しくは設備能力又は経理、事業活動若しくは取引上の便宜に関する報告の提出を強要し、又は構成事業者の承諾なくその事業内容について助言し、監査し若しくは調査すること。

八 構成事業者の機能又は活動を制限し、又はその制限を企図すること。

- 九 營業用の施設を所有し若しくは經營し、又は株式（社員の持分を
含む。以下同じ。）若しくは社債を所有すること。
- 十 自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し、又は經營
すること。但し公正取引委員会の認可を受けてこれを所有し又は經
營する場合はこの限りではない。
- 十一 特許権を所有し若しくは支配し、又は特許發明の実施の許諾若
しくは共同利用のために特許権の他の権官を供すること。
- 十二 構成事業者その他の者のために、融資をすること。
- 十三 購買、販賣、生産、製造、加工、荷役、保管、輸送、配分その
他の營業に従事すること。
- 十四 構成事業者その他の者のために、取引の代理人となり、又は事
業に関する契約をすること。
- 十五 構成事業者その他の者のために、集金を行うこと。
- 十六 構成事業者その他の者の間の紛争を仲裁し若しくは解決し、又
はその仲裁若しくは解決の審判を企図すること。

- 十七 不当に、立法又は政府の政策に影響を與えること。
 - 十八 入札の取次その他の方法により、公私の注文の入札に参加し
これを規制し、又はこれに影響を與えること。
 - 十九 前各号に掲げるものの外前條各号に掲げる活動の範圍を超え
る行爲
- 事業者團體は、何等の名義を以てするかを問わず、前項の禁止又は
制限を免れる行爲をしてはならない。
- 公正取引委員会は第一項第十号但書の認可の申請があつた場合に於
いて、当該團體が左の各号に掲げる要件を備えてゐる場合にはこれを
認可することが出来る。
- 一 当該團體の加入がその構成事業者の属する事業分野における總
ての事業者に対し不当な条件を附することなくその能力に應じて加
入できるような公正且つ無差別な条件で開放されていること。
 - 二 当該團體の構成事業者がその事業分野における比較的小数の有力
な事業者に限られていることがなく、且つ、議決権の行使、事業活

動又は当該施設の所有又はは經營より生ずる諸利益が比較的小額の有力な事業者により支拂されていざること。

三 当該団体の構成事業者が当該施設の所有又はは經營より生ずる諸利益を当該団体に対する出資若しくは寄附金の多寡又は事業規模の大小等にかかわらず利用することができること。

過度経済力集中排除法第十一條の規定に基く決定指令又はその變更に基いて事業者団体が自然科学に関する研究を実施するための施設を所有し又は經營する場合には第一項第十号の規定による公正取引委員会の認可はこれを必要としない。但しこの場合においては遅滞なくその旨を公正取引委員会に届け出なければならぬ。

公正取引委員会は前二項の規定による認可の申請及び届出に關し必要の規則を定めることができる。

(適用除外団体)

第六條 この法律の規定(第三條を除く。)は、左に掲げる団体に対してはこれを適用しない。

一 証券取引法の規定に基いて設立された証券取引所、商品取引所法の規定に基いて設立された商品取引所、証券取引所又は商品取引所に附屬する決済機関及び手形法及び小切手法の規定に依り指定された手形交換所、但し決済機関並び手形法及び小切手法の規定により指定された手形交換所については、その正當な機能を遂行するに必要の程度に限る。

二 左に掲げる法律の規定に基いて設立された団体

イ北海道土功組合法

ロ森林法

ハ水利組合法

ニ耕地整理法

ホ馬匹組合法

ヘ蚕糸業組合法

ト牧野法

チ農村負債整理組合法

- リ 農業協同組合法
- ニ 農事協同組合自治法
- ハ 農事團體法
- ニ 水産業團體法
- ハ 農事災害補償法
- カ 健康保険法
- ヨ 國民健康保險法
- タ 水災保險法
- シ 農林中央金庫法
- ソ 商工組合中央金庫法

三 私的積占禁止法第二十四條各号に掲げる事件を補え且つ左に掲げる特別の法律の規定に基づいて設立された協同組合其の他の團體

- イ 産業組合法
- ロ 坑専賣法
- ハ 漁船保險法

- ニ 倉庫組合法
- ホ 市街地信用組合法
- ヘ 蚕糸業法

- ト 林業合法
- チ 商工協同組合法

四 閉鎖機關令第一條の規定に基づいて指定された團體

五 臨時物資需給調整法附則第二項の規定に基づいて指定されている團體

六 臨時物資需給調整法に基く命令の規定に依り指定配給物資の出荷機關、集荷機關、荷受機關及び販賣業者として登録された事業者團體、但し、この法律施行後六ヶ月を終たときはこの限りではない。

(適用除外行爲)

第七條 第五條の規定は、事業者団体が法令の規定で左に掲げるもの又はその法令の規定に基く命令によつて行ひ正当な行爲には、これを適用しない。

一 地方鉄道法第二十五條第一項(軌道法第二十六條において準用する場合を含む。)

二 道路運送法第二十三條及び第二十四條第一項(他の運送事業者又は小運送業者との連絡運輸、共同経営及び運輸に関する協定に関する部分に限る。)

三 煙草專賣法第二十條の二

四 電氣測定法第七條

五 船舶安全法第八條及び第二十八條

六 重要輸出品取締法第二條

七 輸出絹織物取締法第一條

八 輸出水産物取締法第一條

九 輸出毛織物取締法第一條

十 昭和二十年勅令第五百四十二号

(排除措置)

第八條 第五條の規定に違反する行爲があるときは、公正取引委員会は、事業者団体に對し、第九條に規定する手續に従ひ、当該行爲の差止、資産の処分、当該団体の解散その他当該行爲の排除に必要な措置を命ずることが出来る。

(手續)

第九條 違反事實の報告、事件の調査、審判、審決の取消又は變更の訴、検査廳長に對する告発その他事件処理の手續及び訴訟に関する私的独占禁止法第四十五條乃至第六十四條、第六十六條第二項、第六十七條乃至第七十條、第七十三條乃至第八十三條、第八十八條の規定及びこれらの規定に基く命令又は規則並びに公正取引委員会の権限に関する同法第四十條乃至第四十四條の規定は、この法律の規定に違反する事實、事件及びこの法律の規定に違反する犯罪並に公正取引委員会がこの法律の目的

において、これらの規定中「事業者」とあるのは「事業者団体」と、「私
 的独占を」と認めざる場合又は不当な競争能力の顕著があると認めざる場合」とあ
 るのは「第五條の規定に違反する」と認めざる場合」と、「第七條、第八條
 第一項又は第二項に規定する措置」とあるのは「第八條に規定する措
 置」と、「私的独占」とあるのは「第五條の規定に違反する事のある行為」と
 認めざるものとする。

公正取引委員会は、第五條第三項又は第十三條第二項の規定による認
 可の申請があつた場合において当該申請を理由を以て認めるときは、
 審決を以てこれを却下しなればならない。

私的独占禁止法第六十五條第二項及び第六十六條の規定は、前項の認
 可の申請、認可又は審決にこれを準用する。

(報告)

第十條 公正取引委員会は、この法律の違反を原因とするため、事業者団
 体に対し、必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることが出来る。

(検察官)

第十一條 公正取引委員会が検察官に請求する職権は、この法律の規定に違反す
 る犯罪に關する限りである。

(東京高等裁判所の管轄)

第十二條 左の各号の一に該当する訴訟については、第一審の裁判権は、
 東京高等裁判所に属する。

- 一 公正取引委員会の審決に係る訴訟
- 二 第十四條第一項各号の罪に係る訴訟

前項に掲げる訴訟事件及び第九條において適用する私的独占禁止法第
 六十二條、第六十三條及び第六十七條に規定する事件は、同法第六十七
 條第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の任が取
 り扱ふものとする。

(審判の処分)

第十三條 事業者團體が成立した際又はこの法律施行の際事業者團體が現に所有する營業用の施設、自然科学に關する研究を実施するための施設、株式又は社債（昭和二十二年政令第二百三十八号及び第二百三十九号並に昭和二十三年政令第四十三号の規定に基き処分すべきものを除く。）及び特許権は事業者團體成立の日又はこの法律施行の日のいづれか遅い日より九十日以内に、これを処分しなければならぬ。

前項の場合において事業者團體が現に所有し又は經營する自然科学に關する研究を実施するための施設につきこれを引続き所有し又は經營しようとする場合には、その旨を前項の期間内に公正取引委員会に届け出て、その認可を受けなければならぬ。

第五條第三項の規定は、前項の届出があつた場合にこれを準用する。第五條第四項及び第五項の規定は、前三項の場合にこれを準用する。公正取引委員会は、特別の事情があるとき、申請により、第一項に規定する期限を延長することが出来る。この場合及び第二項の規定による届出があつた場合において、申請又は届出をした日よりその

承認又は却下の日までの期間は、これを九十日の期間に算入しない。事業者團體は第一項の規定による処分をした日より三十日以内に、処分の内容を記載した報告書、公正取引委員会に提出しなければならぬ。

公正取引委員会は、第一項第五項及び第六項の規定による申請又は報告の手續に關する事項について規則を定めることが出来る。

（罰則）

第十四條 この法律の規定違反に対する罰則は左の各号に掲げるものとする。

- 一 第五條の規定に違反した者はこれを二年以下の懲役若しくは、三万円以下の罰金又はその両者に処する。
- 二 公正取引委員会の審決に違反した者は、これを二年以下の懲役、若しくは三万円以下の罰金又はその両者に処する。
- 三 第三條の規定に違反し届出を怠り又は虚偽の届出をした者は、これを一年以下の懲役若しくは二万円以下の罰金又はその両者に処分する。

四、前條第一項又は第二項に規定する期限内に営業用の施設、科学に關する研究を実施するための施設株式、社債若しくは、特許権を処分せず又は同條第三項の規定による報告書を提出せず若しくは虚偽の報告書を提出した者は、これを一年以下の懲役若しくは五千円以下の罰金又はその兩者に処する。

五、第十條の規定に違反し、報告、情報若しくは資料を提出せず又は虚偽の報告情報若しくは資料を提出した者はこれを五千円以下の罰金に処する。

前項各号に該当する者は、その違反行為をした者及びその違反の計画を知りその防止に必要な措置を講ぜず若しくはその違反行為を知りその是正に必要な措置を講じなかつた事業者団体（法人であることとを問はない）の理事、役員、代理人、代表者、組合の事務を執行する者、代理人、清算人、株主、社員（社員に準ずる者を含む）その事業者団体の構成事業者（その者が他の事業者を代表している場合には、その事業者を含む。）又第二條第一項第三号の契約の当事者を含む。

第一項の違反のあつた場合には法人であることにかゝらずその事業者団体に対しても第一項の各本号の罰金を科する。

前項の規定により法人でない事業者団体を罰する場合においてはその代表者又は管理人がその訴訟行為につき、その事業者団体を代表する外、法人を被告人とする場合の刑を訴訟に關する法律の規定を準用する。

第二項の事業者団体の構成事業者は、その他の団体である場合には第三項及第四項の規定を準用する。

此の場合においてこれらの規定中「事業者団体」とあるのは、「事業者団体の構成事業者」と読み替へるものとする。

私的独占禁止法第九十四條、第九十九條の罰則規定は第九條第一項において同法第四十條、第四十六條の規定を準用する場合の違反にこれを準用する。

（附加制裁）

第十五條 裁判所は、充分な理由があるとき、前條第一項各号に規定する刑の言渡と同時に、事業者団体の業務を停止することを出来る。

前項の規定により、解散を宣告された場合には、他の法令の規定又は定款その他の定めにかかわらず、事業者団体は、その宣告により解散する。

(告発)

第十六條 第十四條第一項各号の罪は、公正取引委員会の告発を待つて、これを論ずる。私的独占禁止法第九十六條第二項及び第四項の規定は、この場合の告発に、これを準用する。

公正取引委員会は、前項の告発をするに当り、その告発に係る犯罪について、解散の宣告をすることを相当と認めるときは、その旨を告発の文書に記載することができ。

(私的独占禁止法の不變更)

第十七條 私的独占禁止法の規定及びその規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定によつて變更されることはない。

附 則

(施行期日)

第十八條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

(違反する法令及び契約)

第十九條 この法律施行の際現に存する法令の規定又は定款、寄附行為、若しくは契約でこの法律の規定に違反するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。